

大阪市教育委員会会計年度任用職員（特別支援教育ソーター）募集要項

1 募集人数

- ①時間額勤務 各小・中学校 若干名（各小・中学校の状況による）
- ②月額勤務 各小・中学校 若干名（各小・中学校の状況による）

2 業務内容

大阪市立の小・中学校において、「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進に向け、特別支援教育ソーターを配置し、校内の特別支援教育の体制を整備し、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、共に学ぶしくみであるインクルーシブ教育システムの充実と推進に取り組む。

- ・障がいのある子どもと障がいのない子どもが相互に理解を深め、互いの良さを認め合うための支援等
- ・通常学級および特別支援学級に在籍する個別支援の必要な児童生徒の学習補助や生活補助等
- ・地域に居住する特別支援学校在籍の児童生徒がいる場合の交流及び共同学習における居住地校訪問時の支援等
- ・区が承認する校外及び課外活動における児童生徒の介助および支援等
- ・障がいのある児童生徒に関わる教材作成や環境整備の支援等
- ・その他学校長が指示する業務（学校諸事務の補助含む）等

3 応募資格

地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上の応募資格を満たす者がこの募集の申込をすることができます。年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も応募できます。

（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

①時間額勤務

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

※勤務日は原則、課業日とする。（〈1 学期〉4/8～7/17、〈2 学期〉8/25～12/25、

〈3 学期〉1/7～3/22 の予定 ※変更する場合もあります。）

※上記に関わらず各種行事など校長が特に必要と認める場合においては、この限りではない。

※勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（更新は 2 回まで最長 3 年）

②月額勤務

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

※夏季休業及び冬季休業等の長期休業期間中も勤務となります。

※勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（更新は 2 回まで最長 3 年）

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

①時間額勤務

1 日 1 時間から 6 時間勤務（午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間）週 15 時間以下

※特別支援サポーターとして週 15 時間を超える勤務は認められない。（ただし、他職種と兼務する場合は 30 時間まで可能）

※勤務曜日及び勤務時間については年間を通して原則固定。ただし、行事等のやむを得ない理由により勤務日の振替は可能。（振替については、同一週内の振替を原則とする。）

※上記に関わらず各種行事など校長が特に必要と認める場合においては、この限りではない。

②月額勤務

・午前 8 時 30 分から午後 5 時のうち 5 時間勤務（週 4 日 20 時間）

・午前 8 時 30 分から午後 5 時のうち 5 時間勤務（週 5 日 25 時間）

・午前 8 時 30 分から午後 5 時のうち 6 時間勤務（週 5 日 30 時間）

※勤務曜日及び勤務時間については年間を通して原則固定。ただし、行事等のやむを得ない理由により勤務日の振替は可能。（振替については、同一週内の振替を原則とする。）

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

(3) 勤務場所

大阪市立の各小・中学校

(4) 報酬等

報酬

①時間額勤務

時間額 1,102 円～1,269 円

※報酬等については、職歴等に基づき大阪市教育委員会にて決定する。

※上記の他に、通勤手当が支給されます。

※期末手当なし。

②月額勤務

週 20 時間 88,160 円～101,500 円

週 25 時間 110,200 円～126,904 円

週 30 時間 132,240 円～152,308 円

※報酬等については、職歴等に基づき大阪市教育委員会にて決定する。

※上記の他に、通勤手当や勤務実績に応じた手当が支給されます。

※期末手当（6 月、12 月に支給）は年間の合計で 1 年目は月額報酬の 2.275 月分、
2 年目以降は 2.6 月分が支給されます。

上記報酬等は、令和元年 12 月 16 日時点（募集時点）の予定であり、今後の給与改定等により変更されることがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

(6) 社会保険

勤務時間に応じて社会保険等の加入対象となる場合があります。週 30 時間勤務については健康保険、厚生年金保険、雇用保険の対象となります。

(7) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

応募資格がないこと並びに申込みの内容及び提出書類等に虚偽のあることが認められた場合にはサポートー登録を取り消すことがあります。

6 登録方法について

- ・特別支援教育サポートーへの登録にあたっては、書類申請及び登録面接が必要となります。

7 申込書類について

次の(1)～(2)の書類を持参または郵便等で送付してください。なお郵便等の場合は、必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で送付してください。

※次の書類等に不備がある場合は、登録面接を受けられないことがあります。

(1)大阪市教育委員会会計年度任用職員登録票（特別支援教育サポーター）

※登録票は本市所定の様式に限ります。

(2)履歴書

※過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※履歴書は本市所定の様式に限ります。（両面印刷）

8 申込受付期間・受付場所

(1)申込受付期間

- ・1次登録 令和元年12月16日から令和元年12月27日（土曜日、日曜日、祝日を除く）午前9時から午後5時まで
- ・2次登録 令和2年1月25日以降、随時受付

(2)受付場所

勤務を希望する学校

※ただし、勤務を希望する学校が未定の場合は大阪市教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進室（郵便番号：533-0023 住所：大阪市東淀川区東淡路1丁目4番21号）

※1次登録については、郵送の場合「会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした角型2号封筒に入れて、必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で令和元年12月27日当日必着にて送付してください。

※現在サポーターなどで本市の学校勤務の方は勤務校を通じて送付してください。

9 登録面接及び面接会場について

- ・登録面接は、1次登録については、令和2年1月14日から令和2年1月24日の期間に実施します。
- ・登録面接の日時・会場等の詳細については、別途連絡します。

10 特別支援教育サポーターの採用について

- ・登録申込及び面接により、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間でサポーター登録となります。採用者については、令和2年3月以降に配置予定校から連絡があります。採用にいたらなかった場合は教育委員会よりお知らせします。なお、申込者本人以外にはお知らせできません。
- ・特別支援教育サポーターとして採用された場合は、当該の学校にて勤務いただくまでに、職歴のある方（本市の学校園で勤務されている場合は不要です）は「職歴証明書」（本市指定）が給与決定に伴い必要となりますので、速やかに提出できるようご用意ください。

- ・特別支援教育センターの募集や採用は、欠員状況等に応じて行います。応募し、面接のうえ、登録された方すべてが採用されるわけではありません。また、採用においては、時間額勤務の時間数や月額勤務の日数が希望どおりとならない場合があります。あらかじめご了承ください。

11 その他

- ・この募集において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・募集に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- ・特別支援教育センターの募集や採用は、欠員状況等に応じ隨時行います。

12 問合せ先

大阪市教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当（市役所本庁舎）

電話番号：06-6208-9193